

令和2年度

第3回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：令和2年12月1日から令和3年3月26日まで)

〔 政 策 開 発 部
市 民 部
建 設 交 通 部
議 会 事 務 局 〕

令和3年3月26日提出

郡山市監査委員

2郡監査第1111号
令和3年3月26日

郡山市議会議長
郡山市長

郡山市監査委員	山本邦雄
同	橋本勉
同	近内利男
同	石川義和

令和2年度第3回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

令和2年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 日 程 及 び 実 施 場 所	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	3
3 契約事務について	3

令和2年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

第1 準拠基準

郡山市監査基準

第2 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監査の対象

(1) 対象範囲

令和2年8月1日から令和2年11月30日までに執行した財務事務

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対象部局

ア 政策開発部

政策開発課 ソーシャルメディア推進課 広聴広報課 雇用政策課

イ 市民部

市民・NPO活動推進課 男女共同参画課 国民健康保険課 国保税収納課
市民課 郡山市民サービスセンター 緑ヶ丘市民サービスセンター 市民ふれあいプラザ
市民交流プラザ セーフコミュニティ課

ウ 建設交通部

道路建設課 道路維持課 総合交通政策課 河川課
建築課 住宅政策課

エ 議会事務局

総務議事課

3 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

また、特に現金等の管理について着目した。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問及び実査

5 監査の日程及び実施場所

(1) 日程

ア 監査 令和2年12月1日から令和3年3月26日まで

イ 実査 令和3年1月28日

(2) 実施場所

ア 監査 監査委員室ほか

イ 実査 国保税収納課 住宅政策課

(3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

令和3年3月26日

第3 監査の結果

事務の法令適合性、正確性、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているか、組織の合理化に努めているかについて監査したが、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 現金取扱事務

現金を収納した日と異なる日付で領収書を発行しているものがあった。

領収書は現金を収納した日付で発行するものであるが、収納日より前の日付で発行しているものがあった。

住宅政策課

2 支出事務について

(1) 旅費支出事務

県内旅費を翌月に支給していないものがあった。

県内旅費については、郡山市職員等の旅費取扱規則第 19 条の規定により、当該月分を翌月に支給することとなっているが、支給していないものがあった。

建築課

3 契約事務について

(1) 入札事務

入札保証金免除の根拠を明確にした書類を作成していないものがあった。

入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第 27 条第 2 項で準用する同規則第 8 条第 2 項の規定により、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。

道路維持課

(2) 契約締結事務

1 件の業務を分割し、随意契約をしているものがあった。

修繕業務について、随意契約によることができる予定価格の限度額は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び郡山市契約規則第 39 条の規定により 50 万円であるが、1 件の業務を 50 万円未満に分割し、随意契約としているものがあった。

住宅政策課